

(公印省略)
国海環第57号
令和2年9月11日

一般社団法人 日本舶用工業会
専務理事 安藤 昇 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
田村 顯洋

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び
海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則
の一部改正について（周知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省
令第三十八号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づ
く船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（昭和五十八年運
輸省令第三十九号）の一部改正が別添のとおり令和2年9月11日に公布された
ので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



令和2年9月
国土交通省
海事局

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく
船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

(1) 条約証書の修正

令和元年5月に開催された国際海事機関の第74回海洋環境保護委員会において、燃料油消費実績報告履行確認書(SOC)、国際大気汚染防止原動機証書(EIAPP証書)、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書(IEE証書)及び国際大気汚染防止証書(IAPP証書)の序文を形式的に修正する改正案が採択された。

(2) 海難救助等を行う公用に供する船舶に対する窒素酸化物(NOx)特別海域規制の変更

海洋汚染防止条約により、北米海域及び米国カリブ海海域（特別海域）におけるNOxの放出については、一般海域よりも厳しい放出基準が適用されているが、国が所有又は運航する船舶で、非商業的業務にのみ使用しているものについては、条約の適用除外とされているところ、我が国においては、自衛隊の使用する船舶を除き、公用に供する船舶にも国内法令において当該規制を適用している。

しかしながら、海難救助その他の緊急用務を行うための公用に供する船舶のうち、特別海域の放出基準を適用することが、当該船舶の運航又は運航能力を阻害する恐れがあるものについては、適切な措置を講じる必要がある。

2. 改正の概要

(1) 条約証書の修正

- SOCの様式中、序文を修正する。（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）第1号の16様式）
- EIAPP証書、IEE証書及びIAPP証書の様式中、序文を修正する。（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号。以下「検査規則」という。）第1号の3の6様式、第1号の5の4様式及び第12号の5様式）

(2) 海難救助等を行う公用に供する船舶に対する窒素酸化物(NOx)特別海域規制の変更

- 特別海域を航行する海難救助その他の緊急用務を行うための公用に供する船舶のうち、その用務の遂行上特別海域の規制を適用することが困難なものに対して、一般海域の規制を適用する。（検査規則第1条の2の19）

3. 今後の予定

公 布：令和2年9月中旬

施 行：(1) 令和2年10月1日

(2) 公布の日

○国土交通省令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）第五十四条及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十一条の七の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令
(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改定書	改定書
<p>第1号の16様式（第12条の17の15関係） (略) 改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）を 改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する 。 Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution <u>from</u> Ship, 1973, as modified by the Protocol of 1978 related thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan: (略)</p>	<p>第1号の16様式（第12条の17の15関係） (略) 改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）を 改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する 。 Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution <u>by</u> Ship, 1973, as modified by the Protocol of 1978 related thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan: (略)</p>

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則
の一部改正)

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(令第十二条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶)

第一条の二の十九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令
(昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。) 第十二条の七

の表第一号イの国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 公用に供する船舶のうち海難救助その他の緊急用務を行うための

船舶であつて、当該緊急用務の遂行上必要とされる船舶の構造から
みて令第十二条の七の表第一号イ下欄、ハ下欄又はホ下欄に規定す
る放出基準に適合する原動機（第三号において「特定基準適合原動
機」という。）を設置することが困難であると地方運輸局長（船舶
又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を
管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（運輸
支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）
別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く
。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（
平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総
合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとさ
れている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十
五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「
運輸支局等」という。）の長を含む。以下第四十四条までにおいて
同じ。）、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局
長。以下この条から第四十四条までにおいて同じ。）が認めるもの

（略）

船舶の主たる推進力を得るために設置される原動機の定格出力の
合計が七百五十キロワット未満の船舶であつて、特定基準適合原動
機を設置することが当該船舶の構造上困難であると地方運輸局長が
認めるもの

改 正 前

(令第十二条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶)

第一条の二の十九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令
(昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。) 第十二条の七

の表第一号イの国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

（新設）

二

（略）

船舶の主たる推進力を得るために設置される原動機の定格出力の
合計が七百五十キロワット未満の船舶であつて、令第十二条の七の
表第一号イ下欄、ハ下欄又はホ下欄に規定する放出基準に適合する
原動機を設置することが当該船舶の構造上困難であると地方運輸局

四

(略)

(検査対象船舶)

第一條

(略)

2～6

(略)

7 第一項かの第四項まで及び第六項の規定にかかるか、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、いわゆる規定に定める船舶に含まれないものとする。
一 令第一條の九第三項の規定により国土交通大臣が指定する船舶
二～四 (略)

第一号の三の六様式（地方運輸局長が交付するもの）（第一條の十二關係）
(略)

改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する議定書によつて修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1977年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

三

(監)

(検査対象船舶)

第一條

(略)

2～6

(略)

7 第一項かの第四項まで及び第六項の規定にかかるか、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、いわゆる規定に定める船舶に含まれないものとする。
一 令第一條の八第三項の規定により国土交通大臣が指定する船舶
二～四 (略)

第一号の三の六様式（地方運輸局長が交付するもの）（第一條の十二關係）
(略)

2008年の決議 MEPC.176 (58) によつて改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する議定書によつて修正される同条約（以下「条約」という。）を改正する1977年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan :

(略)

第一号の三の六様式（小型船舶検査機構が交付するもの）（第一条の十二関係）

(略)

改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、小型船舶検査機構が発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan by JAPAN CRAFT INSPECTION ORGANIZATION :

(略)

第一号の五の四様式（第一条の二十八関係）

(略)

改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended,

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC.176 (58) in 2008, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan :

(略)

第一号の三の六様式（小型船舶検査機構が交付するもの）（第一条の十二関係）

(略)

2008年の決議 MEPC. 176 (58) によって改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、小型船舶検査機構が発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC.176 (58) in 2008, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan by JAPAN CRAFT INSPECTION ORGANIZATION :

(略)

第一号の五の四様式（第一条の二十八関係）

(略)

決議 MEPC. 203 (62) によって改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended

to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan :

(略)

第十二号の五様式（第二十六条関係）

(略)

改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 related thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan :

(略)

2.6 同等物(第4規則)

Equivalents (regulation 4)

(略)

by resolution MEPC. 203 (62), to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan :

(略)

第十二号の五様式（第二十六条関係）

(略)

2008年の決議 MEPC. 176 (58) によつて改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC. 176 (58) in 2008, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 related thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan :

(略)

2.6 同等物(第4規則)

2.6 Equivalents (regulation 4)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第二条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（次項において「検査規則」という。）第一条の二の十九及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第一号の十六様式による燃料油消費実績報告履行確認書並びに第二条の五規定による改正前の検査規則第一号の三の六様式による国際大気汚染防止原動機証書、第一号の五の四様式による国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び第十二号の五様式による国際大気汚染防止証書は、第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第一号の十六様式による燃料油消費実績報告履行確認書並びに第二条の規定による改正後の検査規則第一号の三の六様式による国際大気汚染防止原動機証書、第一号の五の四様式による国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び第十二号の五様式による国際大気汚染防止証書とみなす。